

平成24年度 特別会計決算額

歳入 **69億8,611万円** 歳出 **67億667万円**

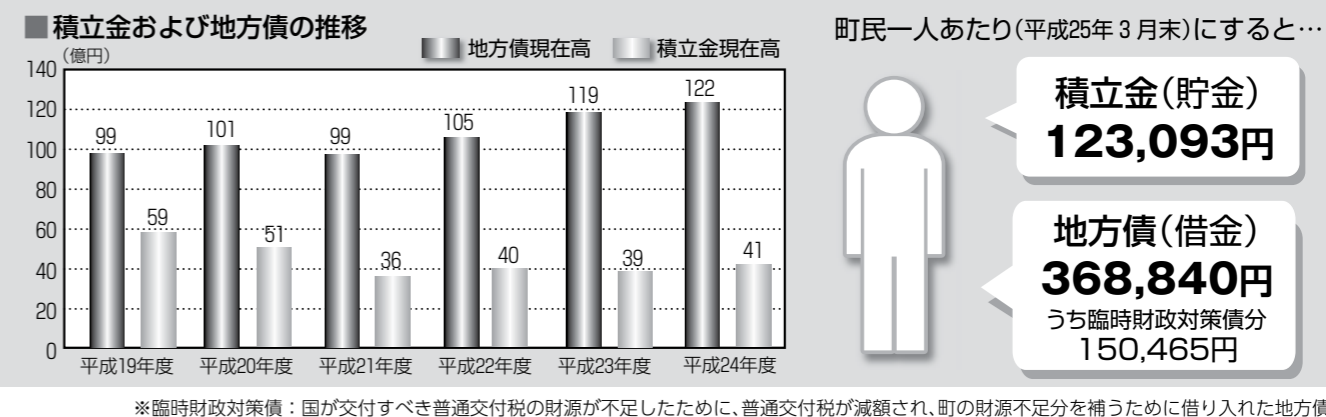
※表示単位未満を四捨五入しています。事業会計は含んでいません。

特別会計とは、特定の事業を行う場合に、特定の収入をもって支出にあて、一般会計とは別に収支経理を行うことです。大津町には、6つの特別会計と1つの事業会計があります。

特別会計	歳入	歳出
国民健康保険特別会計	31億2,280万円	29億6,988万円
大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計	348万円	152万円
公共下水道特別会計	12億9,066万円	12億5,739万円
介護保険特別会計	21億1,759万円	20億3,633万円
農業集落排水特別会計	1億9,536万円	1億8,698万円
後期高齢者医療特別会計	2億5,622万円	2億5,456万円
特別会計合計	69億8,611万円	67億667万円
工業用水道事業会計	6,633万円	3,867万円

(※端数処理により、合計が合わない場合があります)

町の貯金と借金(平成24年度末)		
貯金	財政調整基金現在高	24億3,490万円
	減債基金現在高	3億1,609万円
	公共施設整備基金現在高	5億5,980万円
	その他の基金現在高	7億6,284万円
	合計	40億7,363万円
借金	地方債現在高	122億640万円



2. 粗大ごみの収集日に出す方法	1. 自分で処理場に行く方法							
①役場環境保全課に電話で予約する(収集前日の午後3時まで)。 ②「粗大ごみ収集ステッカー」を指定取扱いで購入し、氏名、受付番号を記入のうえ、粗大ごみに貼り付ける。※予約受付時にステッカーの必要枚数と受付番号をお伝えします。 ③収集日当日の午前8時30分までに収集指定場所に粗大ごみを出してください(収集時に立ち合いの必要はありません)。	処理金額は粗大ごみの重さに応じた金額となります。10kg以下は100円、以降10kgごとに100円加算となります。※搬入は4トン車以下に限ります。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>不燃性粗大ごみ</th> <th>可燃性粗大ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                             持ち込む場所は環境美化センター ☎096(293)1222 (下の地図①)                         </td> <td>                             持ち込む場所は東部清掃工場 ☎096(293)5245 (下の地図②)                         </td> </tr> <tr> <td>                             時間 平日 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時                         </td> <td>                             時間 平日 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時                              土曜日 午前8時30分～正午                         </td> </tr> <tr> <td>                             ※土曜日、日曜日、祝日、休日は休みになります。ただし、月曜日が祝日の場合は平日どおり受付します。                         </td> <td>                             ※日曜日、祝日、休日は休みになります。ただし、月曜日が祝日の場合は平日どおり受付します。                         </td> </tr> </tbody> </table>	不燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	持ち込む場所は環境美化センター ☎096(293)1222 (下の地図①)	持ち込む場所は東部清掃工場 ☎096(293)5245 (下の地図②)	時間 平日 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時	時間 平日 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時 土曜日 午前8時30分～正午	※土曜日、日曜日、祝日、休日は休みになります。ただし、月曜日が祝日の場合は平日どおり受付します。
不燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ							
持ち込む場所は環境美化センター ☎096(293)1222 (下の地図①)	持ち込む場所は東部清掃工場 ☎096(293)5245 (下の地図②)							
時間 平日 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時	時間 平日 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時 土曜日 午前8時30分～正午							
※土曜日、日曜日、祝日、休日は休みになります。ただし、月曜日が祝日の場合は平日どおり受付します。	※日曜日、祝日、休日は休みになります。ただし、月曜日が祝日の場合は平日どおり受付します。							

知っていますか？大型ごみやテレビなどの処理方法

1. 大型ごみ(粗大ごみ)

町指定ごみ袋に入らないごみは粗大ごみとなり、処分する方法は2つあります。

2. 粗大ごみの収集日に出す方法	1. 自分で処理場に行く方法
①役場環境保全課に電話で予約する(収集前日の午後3時まで)。 ②「粗大ごみ収集ステッカー」を指定取扱いで購入し、氏名、受付番号を記入のうえ、粗大ごみに貼り付ける。※予約受付時にステッカーの必要枚数と受付番号をお伝えします。 ③収集日当日の午前8時30分までに収集指定場所に粗大ごみを出してください(収集時に立ち合いの必要はありません)。	郵便局でリサイクル券(家電リサイクル料金)を購入して対象物に貼り付ける。家電リサイクル料金については、詳しくは家電リサイクル券センター(☎0120-319640)にお問い合わせください。http://www.rkc.aeha.or.jp/
	持ち込む場所は環境美化センター ☎096(293)1222 (下の地図①) 処理金額：持ち込む特定家電品の種類によって料金が異なります。 時間 平日 午前8時30分～正午 午後1時～午後5時 ※土曜日、日曜日、祝日、休日は休みになります。ただし、月曜日が祝日の場合は平日どおり受付します。

2. 特定家電品(テレビなど)

特定家電品とはエアコン・テレビ・ブラウン管・液晶・プラズマ式・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機のことをいい、これらの家電品は家電リサイクル法により、処分する人がリサイクル料金を負担して購入した販売店に引き取ってもらうこととなります。その後販売店がメーカーに応じ指定されている集積場に搬入し、そこから各メーカーのリサイクル工場に運ばれます。

販売店が廃業している場合などに限り環境美化センターに持ち込んだり、町が収集したりすることができます。



3. パソコン

パソコンはPCリサイクル法によりメーカーに引き取りとリサイクルを義務付けています。

パソコン購入時にリサイクル料金が含まれているため(※注 平成15年10月以降に購入したパソコンの場合)無料で引き取りを行っています。申し込みは直接メーカーにご連絡ください。

回収するメーカーが無い場合は「パソコン3R推進協会」(☎03(5282)7685)にご連絡ください。

※注 平成15年9月までに購入したパソコンは、リサイクル料金が必要です。

健全化判断比率・資金不足比率をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、健全化判断比率として4つの指標(「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債比率」「将来負担比率」と「資金不足比率」)を算定し、公表することになっています。この指標によって、地方公共団体の財政状況が判断でき、財政破たんを未然に防止し、早期に健全化に向けた財政対策を講じることが可能になります。

基準は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2つの段階に分かれています。算定した比率が「早期健全化基準」を超えると、財政健全化計画の策定を行い、自主的な改善努力をしなければなりません。平成24年度の決算から、比率を算定し「早期健全化基準」と比較すると、大津町の財政は健全な状態ということが分かります。

- ①実質赤字比率…一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。大津町は実質赤字です。
- ②連結実質赤字比率…全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率を言います。大津町は全会計赤字です。
- ③実質公債費比率…一般会計などが負担する元利償還金・準元利償還金(借金の返済額など)を指標化した比率を言います。大津町は平成24年度は12.5%です(3年間の平均値)。
- ④将来負担比率…一般会計などの地方債(借入金)の償還額や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率を言います。大津町は25.6%となっています。
- ⑤資金不足比率…公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。経営状況の悪化の度合いを示す指標とも言えます。20%が公営企業ごとの経営健全化基準となっています。大津町は公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、工業用水道事業会計の各会計とも資金の不足額はありませぬ。

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
- (14.03)	- (19.03)	12.5 (25.0)	25.6 (350.0)	-

※( )内は早期健全化基準です。①、②、⑤は黒字のため“-”を表示しています。